

平成 30 年度 社会福祉法人芙蓉会事業計画

「自分を愛するように隣人を愛しなさい」

「子どもとお年寄りの幸せのために」

みどり園、ひまわり園

子どもの最善の利益の保障と権利擁護を守り、生活を営む主役である子どもたちが、日常生活において主体的に考え取り組むことができるように支援します。厚生労働省の指導する新たな社会的養育ビジョンに求められる乳児院、養護施設の将来像を考慮し、新規事業や園舎の建設の準備を進めます。

みぎわ園

入居者一人ひとりを尊重し、その人らしく日々の生活を送れるよう介護職と看護職が共働して、予防的看護と施設でできる範囲の療養看護を努めます。入居者がその人らしい最期を迎えられる最善の状況を提供できるよう、継続して介護、看護及び医師等、その他協力して心を尽くした看取り介護を実施します。開設 15 年を迎え、設備・機器の取替え計画を進めます。人材不足を解消するため、外国人介護士の利用を検討し、職員の健康管理と腰痛防止対策を検討します。

「法人本部」

社会福祉法人芙蓉会は 2018 年 6 月で創立 115 周年を迎えます。

現在、全国の社会福祉法人では「人材確保、育成、定着」に苦慮しており、このような厳しい環境下で、「人材が集まり・育ち、定着する職場」をどのように整えるべきか、事業の継続性や持続的な成長性を実現するために「人材」について経営戦略と整合性をもって推進することは、当法人の優先すべき課題であります。

福祉サービスは人を相手として、人の手によって行われる対人サービスであり、福祉人材の確保および資質の向上は、福祉サービス提供そのものに影響を及ぼすこととなりますので、新卒者だけでなく中途採用の強化が求められ、採用方法にも工夫が必要となります。また、限られた人員でいかに付加価値を高めていくか、長時間労働の是正や多様な就業形態の導入など、働き方改革により職員の満足度を引き上げながら、効率化に向けていくために「人事考課の見直し」を図り職員の意欲向上と意識改革に努めて参ります。

また、法人理念の下、地域社会との信頼関係を構築し、質の向上とガバナンスを高めていくことが重要と考えており、更なる透明性（情報公開）・倫理性（苦情解決）・組織性（内部監査・監事監査・外部監査）の積極的な取り組み姿勢、労務管理、地域貢献活動の実践を推進して参ります。

最後に、新任職員は4月に外部講師（坂倉裕子氏）による「社会人の基本と仕事の覚え方、人間関係の基本の心理学、信頼されるコミュニケーション」について学び、中堅職員は秋に「ユニットリーダーに求めるもの」を坂倉裕子氏により2回開催し、職員の資質向上に努めより質の高いサービス提供を目指して参ります。

「児童養護施設 ひまわり園」

平成28年度の児童福祉法の改正は1989年に国際連合で締結された「児童の権利に関する条約」（日本の批准は1994年）の理念を具現化するためのものでありました。厚生労働省は更に29年8月に乳児院や児童養護施設を含む社会的養護における国の進む方向として「新しい社会的養育ビジョン」を発表しました。その中で以下の方向性が明示されました。

1 里親委託の促進

- ・3歳未満児は概ね5年以内に75%、それ以外の未就学児は概ね7年以内に75%、学童期以降は概ね10年以内に50%を達成する。

- ・包括的な里親支援体制の確立

2 養子縁組の推進

- ・概ね5年以内に特別養子縁組成立件数を倍増させる。

3 施設養育のあり方

- ・乳幼児は原則として新規措置入所を停止。

- ・ケアニーズが高い子どもについても、原則として乳幼児は数ヶ月以内、学童期以降は1年以内、特別なケアが必要な子どもであっても3年以内の措置とする。

- ・全ての施設は原則として概ね10年以内を目処に小規模化、地域分散化を図る。

4 自立支援

- ・社会的養護自立支援事業の実施促進

この「新ビジョン」は従来の日本における児童福祉政策を大きく転換させるものであり、児童福祉施設だけではなく自治体をも大きく揺るがすものとなりました。財源の問題、支援体制整備の問題、人材の確保と育成の問題など、乗り越えなければならない多くの課題が山積しているのが現状です。結果的には社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において、都道府県推進計画の見直し要領骨子案での里親委託率の数値目標は、都道府県の判断で現行を上回る数値目標を設定することで決着しました。

ひまわり園においては毎年の人材確保に大変苦勞している現状であり、更には被虐待児や愛着に課題がある子どもたちの問題対応に日々追われている状況が常態化しています。

そうした状況を打破するために施設の職員配置をはじめとした抜本的制度改革を願うところではありますが、それを待つだけでなく施設独自の努力や工夫が早急に求められます。

児童福祉の大きな柱である「子どもは権利の主体者である」「子どもの最善の利益の

ために」という言葉が持つ意味を職員が共有し、養育理念、養育方針を1人ひとりが主体的に考え、具現化していく作業を行うことが重要だと考えます。理念や方針が「絵に描いた餅」ではなく具体性を持ったものとして構築していく取り組みを進めていきたいと考えます。そして、子どもと職員がお互いを大切にできる関係性を構築できるよう努めます。

「地域小規模児童養護施設ひろみ」（ひまわり園加算事業）

本体施設の支援のもと、地域の中での生活体験を基盤に、家庭的な環境の中で、より個別的な関わりを持ちながら、個別のニーズに沿ったサービスを提供することを目指します。

年度末に新しく入所した児童に対しては、落ち着いた生活が送れるように、学校や児童相談所などと連携し、十分に配慮して養育していきます。高校3年生の女子児童が1名おりますので、本人とよく話し合い、各関係機関の協力を得ながら、希望の進路に進めるよう支援していきます。

年度末に2名が就職自立しました。安定した生活が送れるように、アフターケアについて具体的な計画を立てて、積極的に実施していきます。

また地域のボランティアの方を受け入れたり、地域のイベントに参加することで、地域との関わりに広がりが出てきました。引き続き、町内会や地域の行事を通して、施設への理解が深まるよう努めていくと同時に、地域で生活をしている小規模施設が、地域の福祉にどう関わっていくのか、何が出来るのか、職員全員で考えていきます。

平成30年度は本体施設の支援のもと、以下の基本目標に基づき、職員の技能向上および児童養護サービスの向上に努め、安全で安心な暮らしを子どもたちに保障し、社会的自立並びに家族再統合に向けて、関係機関、地域、学校、保護者と連携・協働して事業を推進します。

「乳児院 恩賜記念みどり園」

「新たな社会的養育のあり方検討委員会」が平成29年8月2日に「新しい社会的養育ビジョン」を示したことを受け、厚生労働省内に発足した「乳児院・児童養護施設の多機能化等に関するPT」が、新ビジョンの具現化に向けた検討を継続しており、乳児院・児童養護施設等には、新ビジョンの家庭養育優先の原則を進める中においても、施設での養育を必要とするケアニーズの高い子ども達の養育や、実親支援等に関して、施設の高機能化等を図り、専門性を高めてさらなる家庭復帰、親子再統合を図っていくとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援を行うこと等、児童福祉施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化を強く求めています。

このような状況の中で、社会福祉法人芙蓉会創立の理念「隣人愛」の精神等を基に、みどり園を必要としている子ども達の安心や安全を守る砦として、また巣立っていった

子ども達の足跡を守る家庭に変わる場所としての役割を保ちつつ、「新しい社会的養育ビジョン」を意識した、小規模化・地域分散化を考慮した養育環境の再構築と、地域の家庭支援を視野に入れた施設機能の強化等、新たな乳児院の事業の構築を目指す年度として、別添え資料の事業を進めます。

また、昨年購入した園舎北側の土地での分園型小規模グループケアを中心とした事業計画を進め、実施可能な付帯事業についても行政機関との検討を進める等、事業開始に向けて計画を作成すると共に、必要な人材の確保や養成についても着手していきたいと思えます。

また、定員は乳児 30 名ですが、入所児童の減少から暫定定員での事業が予想されるため、必要に応じて積立金を取り崩しての事業を実施します。

「特別養護老人ホームみぎわ園」

平成 30 年度事業実施にあたり、本年は介護報酬改定の年度にあつて、これより 3 年間の介護保険報酬事情を見定める重要でかつ難しい年度の開始であります。介護報酬の 0.54% プラス改定は、国の新たな方針が定められており、いくつかの柱を組合せながら地域の超高齢化対策に向けるとしてしています。一つに地域包括ケアシステムの具体化された推進で、地域共生社会の具現化を狙いとして医療と介護連携を以て、中重度の在宅介護者(老人・障害者・精神)に対応するとした介護医療のケア連携が求められます。また、介護職離職者ゼロに向けた「働き方改革」の一編を担うとした介護職処遇改善に向けた様々な手立ても柱となっています。これは介護職の質を高め、介護サービス提供の充実をめざしつつ介護負担軽減を図るとしてしています。このための介護ロボット導入や ICT を活用した介護職現場の改善や介護ケアの多様化に沿った介護力の確立であります。

加えて施設内での「看取り」を積極的に進めるとした強い表現が明記されています。ただ一方で本人、家族の希望で自宅での看取りをも進めるとした終末期在宅看取り介護を地域ケアの一環として施設からのケアサポートとして求められています。

在宅系のサービスに於いては、価格に見合ったサービス内容とは何かなど明確にすることが求められ、一般デイサービスと認知症デイサービスの棲み分けと機能分化と明確化、又提供時間も 1 時間単位でのサービス提供への改定となり、この整備を行います。

個別のサービス機能へのアプローチもしっかりとした ADL 評価等、量より質を重視した事業展開へと変化し、見える化した業務改革が必須となって来ました。

介護職の離職者ゼロを目指す処遇改善体制に向けて、介護人材の不足が厳しい中、介護のスキル、介護力のサポートとして期待される器械機能を具体化しつつ、これに伴う報酬加算の取得を検討して行きます。

介護人材の不足改善に向けた動きの中では、昨年 11 月に施行された技能実習（新）法に沿って富士市が進める外国人技能実習生受入れを、11 月 8 日来園されたタイ王国

厚生省の視察団との懇談の中にあつた同国介護技能実習生の派遣について関係機関との調整を行いつつ、より具体化した方向で検討してみたいと思います。

2025年の超高齢社会に向けた介護事情を現実視し、国の社会保障費財政を基本とした制度変更と改定に振り回されつつも、介護保険事業の一役担う介護施設事業所として安心、安全、安定した介護経営と戦略、そして運用を求めつつこれに即応した事業実施を進めて行きます。